

年金から市・県民税の特別徴収(天引き)が始まります

現在、市・県民税が年金から特別徴収されていない65歳以上の方で、10月までに年金から介護保険料が特別徴収される方は、10月から公的年金等に関する市・県民税の特別徴収が始まります。

対象となる方には、既にお送りした納税通知書で徴収税額を通知していますので、確認をお願いします。

対象となる公的年金

老齢基礎年金、老齢厚生年金など

※遺族年金・障害年金は対象ではありません。

特別徴収(天引き)が中止となる場合

次に該当する方は、特別徴収が中止となり、普通徴収(ご自身で納付)へ変更となります。

- ・介護保険料が特別徴収されなくなった方
- ・年金の支給が停止した方(遺族年金等に変更となった方など)

※平成28年10月から、公的年金からの特別徴収対象者が転出した場合や税額に変更が生じた場合、一定の要件の下で特別徴収が継続されることとなりました。

問合せ 税務課市民税G ☎55-9263

介護保険料のご案内

介護保険料特別徴収(年金天引き)

10月から本算定による特別徴収が始まります。

8月に年間の保険料額が確定し、送付した納入通知書(介護保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書のとおり、10月・12月・2月の年金から天引きされます。

対象となる方

令和元年8月の介護保険料を特別徴収されている方

新たに対象となる方

平成31年4月1日現在で65歳以上であり、年額18万円以上の老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金を受給して、8月までに特別徴収になっていない方

これから65歳の誕生日を迎える皆さんへ

介護保険の第1号被保険者の資格取得日は、65歳の誕生日の前日です。また、保険料の納付義務は資格を取得した日の属する月から発生するため、1日生まれの方は前月から納付義務が発生します。

40歳から64歳までの方は、第2号被保険者となり、介護保険料は加入している健康保険と一体で納められています。

問合せ 高齢介護課介護保険G ☎24-1117

令和元年10月1日から、年金生活者支援給付金制度が始まります

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

対象となる方

■老齢基礎年金を受給している方

下記の要件をすべて満たしている必要があります

- ・65歳以上である
- ・世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

■障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

下記の要件を満たしている必要があります

- ・前年の所得額が約462万円以下である

請求手続き

平成31年4月1日以前から年金を受給している方

対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内を、9月上旬から順次発送しています。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)を記入し提出してください。

平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または保険年金課で請求手続きをしてください。

※平成31年4月2日以降の世帯構成の変更等により、年金生活者支援給付金の受給要件に該当する場合があります。

ご注意ください!

■請求手続きはお早めに

給付金は、令和元年12月末までに請求した場合に限り、10月分まで遡って支給されます。令和2年1月以降に請求した場合、請求した月の翌月分からの支給となりますので、ご注意ください。

■不審な電話や案内にはご注意を

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。

問合せ 保険年金課医療・年金G ☎24-1114

給付金専用ダイヤル(ナビダイヤル) ☎0570-05-4092



年金給付金 検索



固定資産税(家屋)の減額措置



問合せ 税務課固定資産税G ☎55-9264

高齢者等居住改修 (バリアフリー改修)をしたとき

対象家屋 新築から10年以上経過し、65歳以上の方、介護保険法の要介護もしくは要支援の認定を受けている方、または障がいのある方のいずれかの方が居住している住宅のうち、平成31年1月1日～令和元年12月31日に工事費(補助金等を除く自己負担分)が50万円を超えるバリアフリー改修を行ったもの(賃貸住宅を除く)

対象工事

- ①廊下の拡幅
- ②手すりの設置
- ③階段の勾配緩和
- ④床の段差解消
- ⑤浴室の改良
- ⑥引き戸への取替え
- ⑦トイレの改良
- ⑧床の滑り止め化



減額される額 令和2年度分の当該家屋の固定資産税の税額(100㎡分まで)が3分の1減額

申請期日 改修後3カ月以内に税務課へ申請してください。

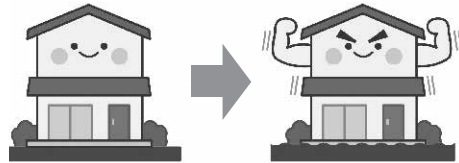
住宅耐震改修をしたとき

対象家屋 昭和57年1月1日以前に建築され、平成31年1月1日～令和元年12月31日に工事費が50万円を超える耐震改修を行ったもの

減額される額 令和2年度分の当該家屋の固定資産税の税額(120㎡分まで)が2分の1減額

※ただし、認定長期優良住宅に該当することとなった家屋は、令和2年度分の当該家屋の固定資産税の税額が3分の2減額、通行障害既存耐震不適格建築物にあたる家屋は、令和2年度分が3分の2、令和3年度分が2分の1減額(減額範囲は全て120㎡分まで)

申請期日 改修後3カ月以内に税務課へ申請してください。



熱損失防止改修(省エネ改修)をしたとき

対象家屋 平成20年1月1日以前に建築され、平成31年1月1日～令和元年12月31日に工事費が50万円を超える熱損失防止改修を行ったもの(賃貸住宅を除く)

対象工事 ①窓の断熱改修工事(窓の二重サッシ化等) ②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事

※ただし、①の工事、または①を含む改修工事であり、外気等と接する部分の工事に限ります。

また、改修工事によりそれぞれの部分が現行の省エネ基準に新たに適合することになる工事です。

減額される額 令和2年度分の当該家屋の固定資産税の税額(120㎡分まで)が3分の1減額

※ただし、認定長期優良住宅に該当することとなった家屋は、令和2年度分の当該家屋の固定資産税の税額(120㎡分まで)が3分の2減額

申請期日 改修後3カ月以内に税務課へ申請してください。

※申請書は税務課にあります。各改修について、必要な添付書類等、詳しくは上記問い合わせ先までご連絡ください。

※高齢者等居住改修(バリアフリー改修)、熱損失防止改修(省エネ改修)について、新築住宅特例や耐震改修特例の対象となっている年度は減額の適用を受けることができません。

お知らせください 家屋の取り壊しや新增築等

問合せ 税務課固定資産税G ☎55-9264

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として課税します。
 そのため、賦課期日までに家屋の取壊しや新增築、用途変更、未登記家屋の名義変更、土地の利用状況の変更などをした場合ご連絡ください。
 ※平成31年1月2日以降に新增築した家屋について、固定資産税評価額を算出するため、税務課家屋担当調査員による家屋調査を随時実施していますので、ご協力をお願いします。

秋の安全なまちづくり県民運動

10月11日(金)～20日(日)

住宅を対象とした侵入盗の防止

年間取組事項

- ・在宅、不在を問わず、ドアのカギをかけ、ドアはツーロックに、窓には補助錠を付けましょう。
- ・留守がわからないように新聞、洗濯物を放置せず、夕方の外出時は門灯や室内灯を付けておきましょう。
- ・不審者を寄せ付けないよう、地域ぐるみで「あいさつ、声かけ」をしましょう。

自動車盗の防止

- ・車から離れるときは短時間でも必ず「キーを抜く」「ドアロックをする」を守りましょう。
- ・ハンドルの固定、ナンバープレート盗難防止ネジ、タイヤのロック等複数の盗難防止措置を付けましょう。
- ・照明、防犯カメラのある駐車場を選ぶ等の盗難防止対策をしましょう。

特殊詐欺の被害防止

有料サイト料金未納・最終告知・訴訟のはがきはすべて詐欺です。「キャッシュカードを預かります」「暗証番号を教えてください」「還付金の手続きをATMでします」といった話があったら詐欺を疑い、警察や周りの人に相談したり、自宅電話を留守番電話に設定しましょう。

子どもと女性の犯罪被害防止

- ・子どもを1人で遊ばせないようにしましょう。
- ・防犯ブザーを携帯し、常に使える状態にしておきましょう。
- ・女性の一人暮らしを悟られないようにしましょう。
- ・ながらスマホはやめましょう。
- ・明るい道を歩きましょう。

暴力追放運動の推進

暴力追放運動の三ない運動+1の「利用しない」「恐れない」「金を出させない」「交際しない」を実践するとともに、暴力を許さない環境をつくりましょう。

問合せ 市民協働課交通防犯G ☎55-9298

10月は「里親月間」です

里親とは、様々な事情により自分の家庭で暮らせなくなった子どもを迎え入れて養育する方のことです。

愛知県では、里親になってくださる方を募集しています。詳しくは下記へ。

問合せ・相談先 愛知県海部児童・障害者相談センター
☎25-8118

愛知県男女共同参画月間

愛知県では、毎年10月を男女共同参画月間と定めています。この機会にパネル展示をしますので、ぜひご覧ください。

パネル展示

「データで分かる!愛知の女性」

期間 10月1日(火)～31日(木)(土・日曜日、祝日は除く)
午前8時30分～午後5時15分

※ただし、初日は午前10時から、最終日は午後3時まで

場所 神守支所(神守町字五反田2)

問合せ 人権推進課人権同和・男女参画G ☎55-9364

行政相談週間

10月7日(月)～13日(日)

総務省では、国が行っている仕事について、皆さんから苦情や意見・要望をお受けする「行政相談」を無料でを行っています。

一日合同行政相談所

日時 10月29日(火) 午前10時～午後3時

場所 ナディアパーク3階デザインホール(名古屋市中区)

問合せ 総務省中部管区行政評価局

☎052-972-7415

放置自転車クリーンキャンペーン

11月1日(金)～30日(土)

困ります! 自転車置きざり 知らんぷり

11月上旬に、放置自転車の撤去を行います。

市では、市営自転車駐車場などに放置されている自転車の調査を行い、一定期間経過後も放置されている自転車については撤去・移動保管を行い、約6カ月の保管期間経過後に処分をします。

自転車の路上放置は、歩行者の通行を妨げ、交通事故の要因になります。また、救急車や消防車などの緊急車両の活動の障害にもなります。

目的地からちょっと離れていても自転車駐車場を利用し、一人ひとりの心がけで良好な都市環境の確保を図りましょう。

自転車利用のルール

- ・自転車は、防犯登録をしましょう。
- ・交通ルールを守り、安全運転をしましょう。
- ・自転車保険に加入しましょう。

問合せ 市民協働課交通防犯G ☎55-9298

10月は「クリーン排水推進月間」および「浄化槽強調月間」

家庭から出る生活排水は、川や海の水質汚濁の主な原因となっています。
身近な水辺環境を保全するためには、生活排水の発生量を減らすこと、発生した生活排水を浄化槽等で適切に処理することが重要です。

生活排水の汚れを減らす取り組み

家庭の台所、洗濯、風呂等から出る生活排水について、次の生活排水対策を実施しましょう。

調理くず、食べ残し

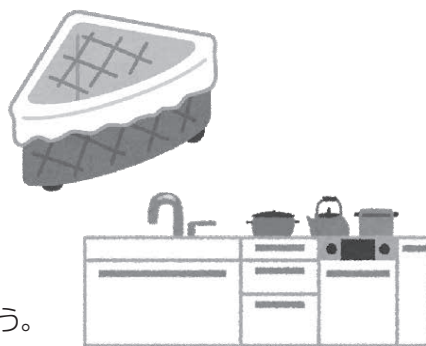
- ・ 流し台には、できるだけ目の細かい三角コーナーや水切りネットを備え、排水口にはストレーナー（網カゴ状のゴミ受け）を取り付け、調理くず等を流さないようにしましょう。
- ・ お米のとぎ汁は、庭や畑にまけば肥料になります。

油

- ・ 使用済みてんぷら油は、吸収剤や牛乳パックに入れた古新聞等に吸わせて可燃ごみとし、水と一緒に流さないようにしましょう。

洗剤

- ・ 洗剤は、容器等に記載されている指示量を守り、使いすぎないようにしましょう。



生活排水を適切に処理する取り組み

単独処理浄化槽は、トイレ以外の排水がそのまま放流されるので、その他の排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に比べ、家庭から排出される汚れの量が8倍になります。

市では、単独処理浄化槽や汲り便所から合併処理浄化槽への転換の促進を目的とした補助金制度を設けています。補助金制度を活用して、環境負荷の小さい合併処理浄化槽への転換をご検討ください。

合併処理浄化槽は、下水道と同等の処理性能が得られます。しかし、適切な管理を行わなければ、本来の機能を発揮できません。

浄化槽法では浄化槽の所有者等を「浄化槽管理者」と定め、下表のような管理を行う義務を課しています。

管理の内容	実施内容	実施業者または機関	連絡先	実施回数
清掃	浄化槽にたまった汚泥の汲取り	エコ環境(株) (有)大政 尾西清掃(株) (有)吉川清掃社	☎0120-222-652 ☎25-7374 ☎26-2908 ☎26-4918	年1回以上
保守点検	浄化槽の稼働状況、調整、清掃時期の判定などの点検	愛知県知事の登録を受けた業者	下記問い合わせ先にご確認ください。	浄化槽の型式に応じて定められた回数(下表)
法定検査	浄化槽の外観検査や放流水の水質検査など	(一社)愛知県浄化槽協会	☎052-481-7160	年1回

処理方式		回数
合併	分離接触ばっ気方式 (20人槽以下)	4カ月1回以上
	嫌気ろ床接触ばっ気方式 (20人槽以下)	
単独	全ばっ気方式 (20人槽以下)	3カ月1回以上
	分離ばっ気方式 (20人槽以下)	4カ月1回以上
	散水ろ床方式 平面酸化床方式 地下砂ろ過方式	6カ月1回以上



問合 海部県民センター環境保全課
☎24-2111
生活環境課環境保全G
☎55-9368